

# 1 市税

## 1 税目

【税務課】

	令和 6 年度当初		令和 5 年度当初		当初予算比較	
	予算額 (千円)	構成比 (%)	予算額 (千円)	構成比 (%)	増減額 (千円)	伸率 (%)
普通税	95,320,200	90.0	96,513,800	90.3	△1,193,600	△1.2
市民税	50,804,400	48.0	52,615,700	49.2	△1,811,300	△3.4
(個人)	(45,783,700)	(43.2)	(47,235,300)	(44.2)	△1,451,600	△3.1
(法人)	(5,020,700)	(4.8)	(5,380,400)	(5.0)	△359,700	△6.7
固定資産税	39,921,500	37.7	39,397,300	36.9	524,200	1.3
(純固定資産税)	(39,867,500)	(37.6)	(39,344,300)	(36.9)	523,200	1.3
(国有資産等所在市 交付金・納付金)	(54,000)	(0.1)	(53,000)	(0.0)	1,000	1.9
軽自動車税	740,200	0.7	732,700	0.7	7,500	1.0
市たばこ税	3,854,000	3.6	3,768,000	3.5	86,000	2.3
特別土地保有税	100	0.0	100	0.0	0	0.0
目的税	10,592,800	10.0	10,380,500	9.7	212,300	2.0
入湯税	3,000	0.0	3,100	0.0	△100	△3.2
事業所税	2,195,200	2.1	2,114,100	2.0	81,100	3.8
都市計画税	8,394,600	7.9	8,263,300	7.7	131,300	1.6
合計	105,913,000	100.0	106,894,300	100.0	△981,300	△0.9

## 2 令和 6 年度市税予算の状況

【税務課】

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

区分	当初予算 (円)	一世帯当たり (円)	一人当たり (円)
市民税	50,804,400,000	168,034	78,484
固定資産税	39,921,500,000	132,040	61,672
軽自動車税	740,200,000	2,448	1,144
市たばこ税	3,854,000,000	12,747	5,954
特別土地保有税	100,000	0	0
入湯税	3,000,000	10	5
事業所税	2,195,200,000	7,261	3,391
都市計画税	8,394,600,000	27,765	12,968
合計	105,913,000,000	350,305	163,618

世帯数：302,345 人口：647,319

## 税務部

### 3 平成 29 年度以降の市税決算の状況

【税務課】

区分	決算額 (円)	一世帯当たり (円)	一人当たり (円)
平成 29 年度市税決算額	98,949,956,827	348,376	156,254
平成 30 年度市税決算額	100,167,347,474	347,686	157,314
令和元年度市税決算額	101,737,438,392	347,949	158,792
令和 2 年度市税決算額	102,585,206,549	346,192	159,747
令和 3 年度市税決算額	101,822,188,870	345,380	157,938
令和 4 年度市税決算額	105,489,850,776	353,315	163,216
令和 5 年度市税決算額	107,475,818,921	355,474	166,032
※令和 6 年度市税当初予算額	105,913,000,000	350,305	163,618

注：世帯、人口（常住）は年度末の属する年の 4 月 1 日現在 ※は令和 6 年 4 月 1 日現在

### 4 令和 5 年度市税収入状況

【税務課】

区分	最終予算額 (円)	調定済額 (円)	収入済額 (円)	対予算 収入率 (%)	対調定 収入率 (%)
普通税	96,513,800,000	98,730,057,724	96,986,721,086	100.49	98.23
市民税	52,615,700,000	54,073,345,809	52,777,960,295	100.31	97.60
固定資産税	39,397,300,000	39,936,553,100	39,520,630,368	100.31	98.96
軽自動車税	732,700,000	758,720,747	726,692,355	99.18	95.78
市たばこ税	3,768,000,000	3,961,438,068	3,961,438,068	105.13	100.00
特別土地保有税	100,000	0	0	0.00	—
目的税	10,380,500,000	10,596,598,763	10,489,097,835	101.05	98.99
入湯税	3,100,000	3,287,600	3,287,600	106.05	100.00
事業所税	2,114,100,000	2,222,862,500	2,216,805,800	104.86	99.73
都市計画税	8,263,300,000	8,370,448,663	8,269,004,435	100.07	98.79
合計	106,894,300,000	109,326,656,487	107,475,818,921	100.54	98.31

### 5 税率

【市民税課、資産税課】

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

税目		税率			
個人	均等割	3,000 円			
	所得割	100 分の 6			
市民税 法人市民税	均等割	法人等の区分		市内の従業者数	年税額
		下記以外の法人等			50,000 円
		資本金等の額が 1 千万円以下の法人		50 人以下	50,000 円
				50 人超	120,000 円
		資本金等の額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人	50 人以下	130,000 円	
			50 人超	150,000 円	

市民税	法人市民税	均等割	資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人	50 人以下	160,000 円
				50 人超	400,000 円
			資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人	50 人以下	410,000 円
				50 人超	1,750,000 円
			資本金等の額が 50 億円を超える法人	50 人以下	410,000 円
				50 人超	3,000,000 円
		法人税割	資本金等の額が 1 億円を超えるもの……………100 分の 8.4 資本金等の額が 1 億円以下のもの……………100 分の 6.0		
固定資産税		土地・家屋・償却資産の課税標準額の 100 分の 1.4			
軽自動車税 (種別割)		1. 原動機付自転車			年税額
		① 総排気量が 50cc 以下のもの又は定格出力が 600W 以下のもの(④に掲げるものを除く) ※道路運送車両の保安基準に規定する特定小型原動機付自転車を含む			2,000 円
		② 二輪のもので総排気量が 50cc を超え 90cc 以下のもの又は定格出力が 600W を超え 800W 以下のもの			2,000 円
		③ 二輪のもので総排気量が 90cc を超え 125cc 以下のもの又は定格出力が 800W を超え 1KW 以下のもの			2,400 円
		④ 三輪以上のもの(車室を備えず、かつ輪距が 50cm 以下のもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ輪距 50cm 以下の三輪のものを除く※)で、総排気量が 20cc を超え 50cc 以下のもの又は定格出力が 250W を超え 600W 以下のもの ※道路運送車両の保安基準に規定する特定小型原動機付自転車を除く			3,700 円
		2. 軽自動車			
		①二輪のもの(側車付のものを含む)			3,600 円
		②三輪のもの			
		旧税率			3,100 円
		標準税率:平成 27 年 4 月 1 日以降の新規登録の新車			3,900 円
		グリーン化特例(重課):初度検査年月から 13 年経過した車両			4,600 円
		③四輪以上のもの			
		旧税率			
		乗用のもの	営業用	5,500 円	
			自家用	7,200 円	
		貨物用のもの	営業用	3,000 円	
			自家用	4,000 円	
		標準税率:平成 27 年 4 月 1 日以降の新規登録の新車			
		乗用のもの	営業用	6,900 円	
			自家用	10,800 円	

税務部

	貨物用のもの 営業用 3,800 円 自家用 5,000 円		
軽自動車税 (種別割)	グリーン化特例 (重課) : 初度検査年月から 13 年経過した車両 乗用のもの 営業用 8,200 円 自家用 12,900 円 貨物用のもの 営業用 4,500 円 自家用 6,000 円		
	グリーン化特例 (軽課) : 令和 4 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日 までに新規取得した軽自動車で一定の環境性能を有する対象車 ※ただし、25%軽減対象車についての新規取得期間は、令和 4 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日まで		
		75%軽減後 50%軽減後 25%軽減後	
	三輪車	1,000 円 2,000 円 3,000 円 (営業用乗用車のみ) (営業用乗用車のみ)	
	四輪貨物 営業用	1,000 円 ※対象外 ※対象外	
	自家用	1,300 円 ※対象外 ※対象外	
	四輪乗用 営業用	1,800 円 3,500 円 5,200 円	
	自家用	2,700 円 ※対象外 ※対象外	
	※対象外の車両は、上記「③四輪以上のもの」のうち、「標準税率」欄の税率が適用されます。		
	3. 小型特殊自動車		
①農耕作業用		2,400 円	
②その他		5,900 円	
4. 二輪の小型自動車		6,000 円	
軽自動車税 (環境性能割)	三輪、四輪以上の軽自動車で新車中古車問わず通常の取得価額が 50 万円を超える車両 適用期間 : 令和 6 年 1 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日まで		
		燃費性能等	税率 自家用 営業用
	電気軽自動車及び天然ガス軽自動車 (平成 30 年 排出ガス規制適合又は平成 21 年排出ガス規制か ら NOx10%減達成車)		非課税 非課税
	★★★★かつ令和 12 年度燃費基準 80%達成かつ 令和 2 年度燃費基準達成車		1.0% 0.5%
	★★★★かつ令和 12 年度燃費基準 70%達成かつ 令和 2 年度燃費基準達成車		2.0% 1.0%
★★★★かつ令和 12 年度燃費基準 60%達成かつ 令和 2 年度燃費基準達成車		2.0%	
上記以外の車		2.0%	

	★★★★:平成30年排出ガス基準からNOx50%低減達成車又は平成17年排出ガス基準からNOx75%低減達成車 ※軽自動車税(環境性能割)は市税だが、当分の間は県が賦課徴収を行う。
市たばこ税	売渡本数1,000本につき6,552円
特別土地保有税 (平成15年より課税停止)	1. 保有分 土地取得価格の100分の1.4 2. 取得分 土地取得価格の100分の3
入湯税	宿泊した入湯客 1人1泊につき150円 日帰りの入湯客 1人につき100円
事業所税	資産割 事業所床面積1㎡につき600円 従業者割 従業者給与総額の100分の0.25
都市計画税	土地・家屋の課税標準額の100分の0.3

6 収納種別実績

【税務課】

市税(市県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税(土地・家屋)、固定資産税(償却資産)及び軽自動車税(種別割))等の収納業務について、コンビニエンスストア、クレジットカード、スマホアプリやPay-easy(ペイジー)での取扱いを行っている。

令和5年4月より地方税統一QRコード(eL-QR)の納付書への印字が開始され、それを用いた地方税お支払サイトでのクレジットカード・ネットバンキングによる納付、各種対応スマホアプリによる納付、共通納税対応金融機関の窓口での納付が可能となった。なお、これを受けて、以前より市独自で行っていたクレジットカード納付は令和5年3月末をもって終了した。

※市税のうち、市県民税(普通徴収)のみ対応時期が異なる(令和6年3月末にクレジットカード納付を終了し、同4月より地方税統一QRコードに対応)。

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

○令和5年度実績

種別	市県民税(普通徴収)		固定資産税・都市計画税		軽自動車税(種別割)		合計	
	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)
金融機関・ 窓口等	17.7%	28.1%	6.6%	5.9%	6.6%	6.5%	9.1%	11.1%
	52,042	4,115,007,068	57,607	2,794,080,051	6,749	44,072,500	116,398	6,953,159,619
口座振替	17.7%	28.0%	37.9%	39.7%	6.1%	6.1%	30.7%	36.6%
	52,002	4,106,721,471	332,439	18,882,918,400	6,292	41,248,800	390,733	23,030,888,671
コンビニ	48.4%	27.3%	32.9%	13.8%	62.0%	62.3%	38.9%	17.5%
	142,321	3,996,182,300	289,011	6,570,750,865	63,566	421,595,000	494,898	10,988,528,165
クレジット	2.2%	2.4%	0%	0%	0%	0%	0.5%	0.6%
	6,523	355,224,157	0	0	0	0	6,523	355,224,157
スマホ決済	7.7%	4.8%	1.6%	0.8%	1.8%	1.7%	3.0%	1.7%
	22,606	709,117,137	13,904	359,259,610	1,893	11,456,400	38,403	1,079,833,147
ペイジー	6.2%	9.3%	4.0%	3.6%	2.3%	2.3%	4.4%	4.9%
	18,271	1,356,752,555	35,140	1,713,017,300	2,383	15,676,300	55,794	3,085,446,155

## 税務部

税目 種別	市県民税（普通徴収）		固定資産税・都市計画税		軽自動車税（種別割）		合計	
	件数（件）	金額（円）	件数（件）	金額（円）	件数（件）	金額（円）	件数（件）	金額（円）
共通納税 (eL-QR)	0.1% 166	0.1% 10,402,420	17.0% 149,131	36.2% 17,194,775,062	21.2% 21,724	21.1% 142,327,000	13.4% 171,021	27.6% 17,347,504,482
合計	293,931	14,649,407,108	877,232	47,514,801,288	102,607	676,376,000	1,273,770	62,840,584,396

## 2 納税コールセンター

【債権管理課】

平成 19 年度より「納税コールセンター」を設置し、催告業務に精通した民間企業の電話専門オペレータが業務を行っている。

主に現年度分の新規滞納者に対し、市税等の早期の納付勧奨（「電話催告」、「市税口座振替の勧奨」等）を行うことにより、市民の納税意識と徴収率の向上を図っている。

また、平成 30 年度より納付書の再発行依頼や第一次的な問い合わせを受け付ける業務も開始し、迅速、画一的な接遇が可能になったことに加え、職員が更に滞納整理業務に集中できる体制を整えた。

なお、対象税目及び料金は、市県民税（特別徴収を含む）・法人市民税・固定資産税（償却資産を含む）・都市計画税・軽自動車税・介護保険料・下水道事業受益者負担金となっている。

### ○稼働時間[架電]

- ・ 平日 9:00～17:00
- ・ 平日時間外（週 3 回程度） 17:00～20:00
- ・ 日曜日（月 2 回程度） 10:00～18:00

### ○稼働時間[受電]

- ・ 平日 9:00～17:00

### ○納税コールセンターの実績

種別	電話催告	文書発送	受電	合計
令和元年度	4,416 件	9,507 件	19,091 件	33,014 件
令和 2 年度	5,267 件	3,746 件	19,987 件	29,000 件
令和 3 年度	7,480 件	1,932 件	20,645 件	30,057 件
令和 4 年度	7,582 件	1,814 件	20,374 件	29,770 件
令和 5 年度	8,801 件	1,626 件	20,396 件	30,823 件

## 3 納税貯蓄組合

【税務課】

### 1 納税貯蓄組合の概要

納税貯蓄組合は市税の完納を目的として、本市に居住する個人および事務所、事業所を有する法人（納税義務者）をもって組織された組合である。

○令和5年度の状況

区分	組合数	組員数
地域	1	61
業種	1	83
その他	2	23
計	4	167

○取扱金額 16,146,955 円

○課税総額に対する納付率 84.59% (納期内納付率)

## 2 船橋納税貯蓄組合連合会

本会は納税貯蓄組員を会員とし、組員相互の連絡を図り、もって組合の発展を助長し、納税思想の普及、納税成績の向上に寄与するために設立されている。

# 4 船橋市の債権管理

【債権管理課】

## 1 公金徴収一元化

公平かつ公正な市民負担を確保するため、自力執行権のある市税及び国民健康保険料、介護保険料、下水道使用料、下水道事業受益者負担金、保育料等の強制徴収公債権の一元徴収並びに滞納処分の執行停止を行っている。

非強制徴収公債権及び私債権についても支払督促、訴訟、強制執行等の法的措置や「船橋市債権管理条例」に基づく債権放棄等の債権管理を一元的に行っている。さらに、納期内納付者との公平性の確保及び納期内納付を促すため、公債権に係る延滞金を徴収し、私債権についても債権ごとに遅延損害金の徴収を行っている。

○令和5年度市税及び強制徴収公債権徴収実績

(令和6年3月末現在)

区分	移管人数	処理状況の内訳		徴収金額
	移管金額	差押	執行停止	
市税 (滞納処分のみ)		2,118 件 346,665,842 円	923 件 220,093,496 円	
保育料	31 人 8,242,534 円	48 件 3,103,429 円	2 件 750,557 円	6,284,845 円
国民健康保険料	1,492 人 978,762,294 円	1,592 件 121,497,104 円	29 件 17,765,697 円	369,947,554 円
介護保険料	220 人 42,358,297 円	121 件 5,174,219 円	1 件 223,370 円	21,628,405 円
下水道使用料	402 人 38,038,961 円	157 件 3,763,232 円	10 件 1,377,830 円	13,486,593 円
下水道事業受益者負担金	41 人 1,262,090 円	5 件 239,180 円	0 件 0 円	885,120 円

## 税務部

区分	移管人数	処理状況の内訳		徴収金額
	移管金額	差押	執行停止	
公金計 (市税除く)	2,186 人 1,068,664,176 円	1,923 件 133,777,164 円	42 件 20,117,454 円	412,232,517 円
合計		480,443,006 円	240,210,950 円	

### ○令和 5 年度 船橋市債権管理条例に基づく債権放棄一覧

債権名	債権数	債権額 (円)	第 14 条						
			第 1 号 該当	第 2 号 該当	第 3 号 該当	第 4 号 該当	第 5 号 該当	第 6 号 該当	
			生活困窮	免責	強制執行等 後無資力	徴収 停止後	相続人 不存在等	私債権時効 期間満了	
保険給付費返納金	3	14,054	0	3	0	0	0	0	0
生活保護法第 63 条返還金	12	2,498,057	3	6	0	0	6	0	0
生活保護法第 78 条徴収金	7	11,675,487	1	1	0	0	5	0	0
生活保護費過払金返還金	50	5,219,984	5	20	0	0	29	0	0
母子福祉資金貸付金償還金	1	568,978	0	1	0	0	0	1	0
児童扶養手当返還金	3	3,244,800	2	1	0	0	0	0	0
市営霊園管理料	3	114,600	0	3	0	0	0	0	0
市営霊堂使用料	1	67,320	0	1	0	0	0	0	0
市営住宅使用料	2	4,912,100	0	0	0	0	2	0	0
弁償金	1	1,326,428	0	0	0	0	1	0	0
学校給食費	4	15,549	0	0	0	0	0	0	4
医業収益	28	3,373,291	5	7	0	0	2	21	0
合計	115	33,030,648	16	43	0	0	45	26	0

## 2 訴訟手続等による債権回収

船橋市債権管理条例制定に伴う取組みとして、平成 23 年 10 月より非強制徴収公債権及び私債権を名寄せし、消滅時効期間完成までの期間や債権の額、履行状況等を勘案し、これまでの折衝において回収が困難であった債権について、各債権所管課と協議のうえ対象を選定し、一括して支払督促（※）の申立て及び訴えの提起を行っている。

また、債務名義を取得した後に全く支払いが無い債権や、分納が不履行となった債権に対して、民事執行法に基づく強制執行を申し立てている。

※支払督促とは、簡易裁判所に申立てをすることにより裁判所が債務者へ支払いを督促する民事訴訟法による手続きの一つ。債務者が異議を申し立てると通常訴訟へ移行し、訴訟上の和解や判決により裁判は終結する。債務者が異議を申し立てない場合は、その支払督促は確定判決と同一の効力を有する。

○令和5年度 支払督促申立等実績

債権名	訴訟件数		支払督促申立		滞納額	異議申立↓訴訟移行		訴訟・支払督促の結果										強制執行申立件数		債権の申出件数	返還件数		
								債務名義取得					債務名義未取得										
								異議なし	判決	和解	失効	取下げ	異議なし	判決	和解	失効	取下げ						
生活保護費返還金	0	0	1	0	378,429 円	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	(1)	0	3		
児童育成料	0	0	7	(1)	501,000 円	3	0	4	(1)	3	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0	1		
保険給付費返還金	0	0	7	0	452,586 円	1	0	1	(1)	0	0	2	0	4	(1)	0	(1)	2	0	0	1		
費用弁償過支給分の返還金	0	0	1	0	33,080 円	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
水洗便所化改造工事資金貸付金償還金	0	0	2	0	74,100 円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
市営霊園管理料	0	0	6	(1)	217,070 円	2	0	1	0	0	0	1	0	2	(1)	2	0	2	0	0	0		
市営霊堂使用料	1	0	2	0	73,260 円	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	1		
差押債権	0	0	2	0	2,564,411 円	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
学校給食費	1	0	15	(6)	3,125,472 円	2	(3)	11	(3)	0	0	2	(3)	1	0	0	0	10	(2)	0	2		
実費徴収金（紙おむつ処分料）	0	0	0	(1)	6,000 円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
健康保険料等被保険者負担分の立替金	0	0	0	(1)	67,464 円	0	0	0	(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担金	0	(1)	0	(9)	7,820 円	0	(2)	0	(1)	0	0	0	(2)	0	0	0	(2)	0	0	0	0		
副食費実費徴収金	0	0	4	(1)	341,090 円	1	(1)	1	0	0	0	1	(1)	0	0	0	0	1	0	0	0		
保育士養成修学資金償還金	0	0	2	0	280,000 円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
債権管理課支援債権(※)	0	0	0	0	415,075 円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	8		
合計	2 件		49 件		8,536,857 円	12 件		26 件		5 件		7 件		10 件		3 件		23 件		8 件		16 件	

※（ ）内の数字は、他債権と併せて支払督促申立て等をした債権数。

※債権管理課支援とは、債権管理課において、法的手続きを経ずに債権回収を行った債権、既に債権所管課において債務名義を取得していた債権の強制執行及び債権の届出等をいう。

※合計件数には、前年度以前に支払督促申立等を行った債権も含む。